

堺市放課後ルーム事業休室届

年 月 日

堺市教育委員会教育長 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

堺市放課後ルーム事業の利用の停止（休室）をさせたいので、堺市放課後ルーム事業実施要綱第15条第1項第3号及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな			
児童氏名			
ルーム名		学 年	年
休室期間	年 月 日 から	年 月	まで
休室理由			

備考

- 次の各号のいずれかに該当し、かつ、任意の期間の全日数にわたって放課後ルーム事業の利用を停止する場合に限り、休室することができます。ただし、7月及び8月のみの利用者については、休室はできません。
 - 7月1日から8月31日までの期間
 - 児童が疾病又は負傷により長期の休養が必要である期間（診断書等が必要）
 - 児童が児童福祉法第33条の規定により一時保護等により放課後ルーム事業の利用が不可能と認められる期間（証明する書類等が必要）
- 休室をさせようとする月の初日から起算して6開庁日前の日までに、この届出書を持参又は郵送により に提出され、かつ休室をさせようとする期間のうち、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって休室をさせようとする月に限り、当該月の一部負担金の納付は不要です。この届出書の提出がない場合又は遅れた場合は、休室をさせようとする月の一部負担金の納付が必要です。